

第1回「NIPPON防災資産」の認定が決定しました

～「NIPPON防災資産」認定式及び認定証伝達式を開催～



- 内閣府及び国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動などを「NIPPON防災資産」として認定する制度を、令和6年5月に創設しました。
- 有識者による選定委員会での審議を踏まえ、本制度の創設後初めて、近畿地方整備局管内においては4件（優良認定：3件、認定：1件）が認定されました。
- 優良認定の対象者へは9月5日（木）に内閣府特命担当大臣（防災）と国土交通大臣から認定証が授与され、認定の対象者へは9月19日（木）に近畿地方整備局から認定証の伝達を行いました。

「優良認定」※

※災害リスクを自分事化するという観点において、主体的な避難行動や防災行動につながる工夫、仕掛け等が特に優れているもの

名称	活動拠点	対象災害	選定委員会での選定理由（参考）
阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター	兵庫県神戸市	阪神・淡路大震災	当該センターでは、阪神大震災における体験談を交えた展示や体験できるコーナーが充実しているとともに、語り部ボランティアによる講話（被災体験談）、気軽に参加できる語り部ワークショップ、小中学生等を対象にした防災セミナーが多く実施されている点が特に優れている。
和歌山県土砂災害啓発センター	和歌山県那智勝浦町	平成23年紀伊半島大水害	平成23年紀伊半島大水害の被災者が自身の被災体験で学んだ教訓を伝承するため、手書きの紙芝居を製作し、語り部活動を多く実施していることや県内外の自治会や自主防災組織、行政団体等を対象とした団体啓発研修等にも積極的に取り組んでいる点が特に優れている。
稲むらの火の館	和歌山県広川町	安政南海地震	津波の恐ろしさを伝えるだけでなく、施設展示にて、様々なシチュエーション（町中を歩いている時、車を運転している時等）での対処方法がまとめられており、地震津波から身を守るための知恵が示されている。また、当該施設を拠点とする広川町日本遺産ガイドの会により、町内小学生を対象とした「ごりよう語り部ジュニア」講座が開催されるなど、次世代への継承に努めている点が特に優れている。

「認定」

名称	活動拠点	対象災害	選定委員会での選定理由（参考）
福知山市治水記念館	京都府福知山市	昭和28年9月台風第13号等	治水記念館は明治期の治水対策が施された家屋を改修しており、当時の水害対策設備が展示され、建物そのものが過去の水害の教訓を語り継ぐ歴史的な資料となっていることや被災者の体験談の映像が残され放映されている点が優れている。

第1回「NIPPON防災資産」認定証伝達式の状況（9月19日）



挨拶を述べる常山部長



認定証伝達



挨拶を述べられる大橋市長

第1回「NIPPON防災資産」認定式の状況（9月5日）



挨拶を述べる斉藤大臣



認定者との記念撮影

○今後の活動方針

【和歌山県土砂災害啓発センター：久保榮子氏（認定者代表）】

大切な命を守ることを訴えていきたいと決意を改めた。

○今後の活動方針【福知山市 大橋市長】

これまで以上に、治水・防災のあり方を共に考え行動していくための施設として治水記念館を活用し、水害と水防の歴史を語り継ぎ、災害に備えておくことの大切さを伝え、地域の防災力の更なる向上につなげていきたい。

認定制度の詳細は
コチラ→



【問合せ先】

国土交通省 近畿地方整備局
河川部 河川計画課 調査第二係
TEL 06-6945-6355

